

1. 大会名 第5回日本学生選抜ライフル射撃選手権大会
2. 主催 社団法人日本ライフル射撃協会
3. 主管 日本学生ライフル射撃連盟
4. 後援 未定
5. 期日 平成21年7月4日(土)～7月5日(日)
6. 会場 埼玉県長瀨総合射撃場  
〒369-1302 埼玉県秩父郡長瀨町大字野上下郷2395-1  
TEL: 0494-66-1111
7. 開会式 平成21年7月4日(土) 8:45
8. 閉会式 平成21年7月5日(日) 15:30
9. 競技日程・種目

日程	競技種目	競技時間	予定人数	
7月4日(土)	10mS60M	9:15～11:00	45名程度	
	10mS60M FINAL	14:00～		
	50m3×20W	8:45～11:00	30名程度	
	50m3×20W FINAL	13:45～		
	50mP60M	11:45～13:00	40名程度	
	50mP60M FINAL	15:30～		
7月5日(日)	10mS40W	9:00～10:15	35名程度	
	10mS40W FINAL	11:30～		
	50m3×40M	P 9:00～9:45	40名程度	
		S 9:55～11:10		
K 11:20～12:20				
50m3×40M FINAL	13:50～			

10. 競技方法
  - (1) 団体戦
    - ア 男子総合団体 50m3×40M・50mP60M・10mS60Mの合計
    - イ 女子総合団体 50m3×20W・10mS40Wの合計
    - ウ 種目別団体 50m3×40M・50m3×20W・50mP60M・10mS60M・10mS40Wの各種目
  - (2) 個人戦 各種目得点による(ファイナル競技も実施する)
11. 競技規則 各種目とも、ライフル射撃競技規則集(第2巻)2009年度版による
12. 使用標的
  - (1) 50m種目 SB3号G標的(1発撃ち込み)
  - (2) 10m種目 AR9号G標的(1発撃ち込み)
13. 参加資格
  - (1) 日本学生ライフル射撃連盟に加盟しており、日本ライフル射撃協会の会員であること。
  - (2) 日本ライフル射撃協会が定める当該種目のランキング上位20名に該当する者。

- (3) 団体は、平成21年度春季北海道学生ライフル射撃選手権大会、平成21年度春季関東学生ライフル射撃選手権大会、第71回中部学生ライフル射撃選手権大会、第56回春季全関西学生ライフル射撃選手権大会、平成21年度春季九州学生ライフル射撃選手権大会の成績を基準に日本学生ライフル射撃連盟が選考した、男子8総合団体及び女子6総合団体。各種目3名の選手で構成されるが、一人の選手が複数の種目にエントリーできるものとする。
- (4) 個人は(2)に加え、(3)に挙げた5大会の成績を基準に日本学生ライフル射撃連盟が選考した者。
- (5) なお、(3)に挙げた5大会の成績による選考においては、50m3×40M競技については50m3×20競技の成績で、10mS40W競技については10mS60競技の成績で選考を行う。
- (6) 日本ライフル射撃協会10mライフル種目のランキング上位20位以内の大学生は、日本学生ライフル射撃連盟に未加盟であっても、世界学生カップ選考会に限り参加を認める。これに該当する者は、日本学生選抜ライフル射撃選手権大会の表彰対象とならず、ファイナル競技への参加も認められない。

14. 参加制限 団体枠で出場する選手は、参加資格(2)に該当する場合を除き、参加資格(3)に挙げた5大会の当該種目に出場していなければならない。

15. 表彰

総合団体	1位	賞状・副賞
総合団体	2位・3位	賞状
種目別団体	1位～3位	賞状
個人	1位～3位	賞状・副賞

16. 参加料

50m3×40M	7,000円
50m3×20W	6,000円
50mP60M	5,000円
10mS60M	3,500円
10mS40W	2,500円

17. 参加申込 受付期間内に大学単位で日本学生ライフル射撃連盟に申し込むこと。  
参加決定は日本学生ライフル射撃連盟から各大学に通知する。  
なお、参加資格(6)に該当する者は、直接日本学生ライフル射撃連盟に申し込むこと。

18. 宿泊・昼食 各自負担のこと。

19. 銃器・弾薬 各自負担。銃砲所持許可証、火薬譲受許可証、日ラ会員証、射手手帳は必ず持参すること。  
また、運搬・携帯には十分注意すること。

20. 公式練習 平成21年7月3日(金)9:00～

21. 大会責任者 競技委員長 山下 亮佑  
テクニカルデレゲート 未定

22. その他 (1) 大会前日の7月3日(金)にも、14時30分より用具検査を実施する。  
(2) 加盟団体の責任者は本要綱を参加者に周知徹底すること。